

国立大学法人東京医科歯科大学統合国際機構規則

平成28年3月31日
規則第76号

（趣旨）

第1条 この規則は、国立大学法人東京医科歯科大学組織運営規程（平成16年規程第1号。以下「組織運営規程」という。）第27条の規定に基づき、国立大学法人東京医科歯科大学統合国際機構（以下「機構」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 機構は、国立大学法人東京医科歯科大学（以下「本学」という。）の国際関連学内体制の強化を通じて、特に教育・研究・医療分野における全学的なグローバル化を推進し、本学が「知と癒しの匠」を創造し、世界に冠たる医療系総合大学として躍進することを目的として設置する。

（部門等）

第3条 機構に、前条の目的を達成するために、次に掲げる組織を置く。

- (1) グローバル企画・推進部門
- (2) Global Gateway
- (3) JDP 推進部門
- (4) 研究交流推進部門
- (5) 海外拠点

2 前項第1号から第4号の組織に長を置く。

3 第1項第5号に定める海外拠点に関し必要な事項は、別に定める。

（機構の業務）

第4条 機構は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 組織運営規程第13条に規定する統合戦略会議の方針／決定の具体化・具現化に関すること。
- (2) 国際交流協定に関すること。
- (3) 海外拠点の形成、強化及び支援に関すること。
- (4) 本学の英語化推進に関すること。
- (5) 外国人留学生等の受入れ、支援及び確保対策に関すること。
- (6) 学生等の海外派遣及び支援に関すること。
- (7) 外国人留学生等の日本語・日本文化理解促進に関すること。
- (8) 英語教育・グローバル教育提供に関すること。
- (9) 外国人留学生と日本人学生の交流促進に関すること。
- (10) 帰国留学生ネットワークの支援及び活用に関すること。
- (11) 海外在住の本学出身者とのネットワーク構築及び活用に関すること。
- (12) ジョイント・ディグリー・プログラム、グローバルヘルスリーダー養成コース等の推進に関すること。
- (13) その他本学のグローバル化推進に関すること。

（機構長の職務）

第5条 組織運営規程第14条の5第2項に規定する機構長は、学長が指名する理事又は副学長を

もって充てる。

2 機構長は、機構の管理運営について統括する。

(副機構長)

第6条 機構に、副機構長を置き、学長が指名する者をもって充てる。

2 副機構長は、機構長の職務を補佐する。

3 副機構長の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。ただし、当該副機構長を任命する学長の任期の末日以前までとし、定年退職日が学長の任期の末日以前である場合は、当該定年退職日までとする。

(教職員)

第7条 機構に、機構長及び副機構長のほか必要な教職員を置くことができる。

(グローバル化推進委員会)

第8条 機構に、グローバル化推進委員会（以下「推進委員会」という。）を置く。

2 推進委員会は、第4条に掲げる業務を遂行するため、本学のグローバル化に関する構想・戦略、学長から指示のあった事項及び部局から検討依頼のあった事項を審議する。

(推進委員会の組織)

第9条 推進委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 機構長

(2) 副機構長

(3) 学長が指名する者

2 前項第3号の委員は、学長が委嘱する。

(委員の任期)

第10条 前条第1項第3号の委員の任期は、学長が定めることとし、再任を妨げない。

(議長)

第11条 推進委員会に議長を置き、機構長をもって充てる。

2 議長は、推進委員会を招集し、これを主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長の指名する副機構長がその職務を代行する。

(議事)

第12条 推進委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決することができない。

2 推進委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第13条 推進委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(人事・評価委員会)

第14条 機構にかかる人事及び評価に関する審議を行うため、統合国際機構人事・評価委員会を置く。

2 前項の委員会に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 機構に関する事務は、統合国際機構事務部で処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、機構に関し必要な事項は、推進委員会の議を経て、機構長が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成28年3月31日から施行し、平成28年3月1日から適用する。
- 2 この規則施行の際の機構の教職員については、第14条の規定にかかわらず、学長が選考する。
- 3 第15条の規定については、平成28年3月31日までの間、「統合国際機構事務部」を「国際交流センター事務部国際交流課」と読み替えることとする。
- 4 次に掲げる規則等は、平成28年4月1日に廃止する。
 - (1) 国立大学法人東京医科歯科大学国際交流センター規則（平成21年規則第14号）
 - (2) 国立大学法人東京医科歯科大学グローバルキャリア支援室設置要項（平成24年制定）
 - (3) 国立大学法人東京医科歯科大学新興・再興感染症研究拠点形成プログラム推進委員会要項（平成19年制定）
 - (4) 国立大学法人東京医科歯科大学東南アジア医歯学教育研究拠点推進事業委員会要項（平成24年制定）

附 則（平成30年12月28日規則第122号）

- 1 この規則は、平成30年12月28日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 平成30年4月1日の機構の改組に伴う機構にかかる人事については、第14条の規定にかかわらず、学長が選考する。

附 則（令和2年7月30日規則第91号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。